



通所受給者証の新規申請について

障害児通所支援【児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援】の利用には、「通所受給者証」が必要になりますので、下記の方法で手続きを進めてください。

また、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の一部が平成28年1月より施行され、「通所受給者証」の申請に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となります。

1. 申請書等を記入し、下記の書類を発達支援課窓口へ提出してください。

- 障害児通所給付費支給申請書
- 19歳未満の控除対象扶養親族申立書
- 利用計画作成の選択に伴う書類
（「相談支援事業所が作成」又は「セルフプラン」を決めて○をしてください）
- 生活記録票
- 障害者手帳、療育手帳 又は 診断書（2年以内のもの）
- マイナンバー関係の書類・・・別紙有

2. 利用計画案の作成方法を決めてください。

別紙「障害児支援利用計画について」をご覧ください、①か②の作成方法を選択してください。

①

相談支援事業所に
作成を依頼する

- (1) 別紙「障害児相談支援事業所一覧表」より、利用計画（案）を作成してもらう事業所を決めて連絡をとり、承諾を得てください。

※事業所によっては、お断りされる場合もあります。



- (2) 事業所の承諾が得られましたら、申請書等をご提出ください。



- (3) 障害児支援利用計画の作成が始まります。後日、「障害児支援利用計画案提出依頼書」を郵送いたしますので、事業所の相談支援専門員が家庭訪問される際に提示してください。

②

ご家族等で利用計
画を作成する

- (1) 別紙「セルフプランを作成される方へ」をご覧ください「支援利用計画（セルフプラン）」と「週間ケア計画」を作成してください。

セルフプラン作成前に、必ず、新規に利用を考えているサービス事業所へ、利用可能状況（日数・時間帯など）を確認してプランに書き込んでください。



- (2) セルフプランができましたら、発達支援課まで上記の書類と一緒に提出ください。

- 支援利用計画（セルフプラン）
- 週間ケア計画

※セルフプランを作成する上でご不明な点がございましたら、市（発達支援課）でもアドバイスを承っておりますので、ご活用ください。（アドバイスは予約制です）

【問合せ・予約：電話 047-370-3561】

マイナンバー関係の書類 別紙

申請書の記載例

市川市長

次のとおり申請します。

保護者（父又は母）の個人
番号（12桁）を記載

申請者	フリガナ 氏名	個人番号: 印	生年月日	年 月 日
	居住地	〒 -	電話番号	
申請に係る 児童氏名	フリガナ	個人番号:	生年月日	年 月 日
	続柄	お子さんの個人 番号（12桁）を 記載		
身体障害者 手帳番号	療育手 番号	保 健 手 帳 番 号		
被保険者証の記号及び番号(※)		保険者名及び番号(※)		

提出していただくもの

- 申請者（保護者（父又は母））の通知カードのコピーと身分証明書のコピー（注）
または、個人番号カードのコピー（両面）

※ 申請書を直接窓口にお持ちになる場合には、上記の書類等に加え、お持ち頂いた方の身分証明書（注）が必要となります。

（例）申請者欄が「父」で「母」が持参する場合

- ・申請者「父」の通知カードのコピーと「父」の身分証明書のコピー（注）
- ・母の身分証明書（注）

※お子さんについては、申請書に「個人番号」を記入していただければ、書類の提出は必要ありません。

※提出書類の原本を持参する場合は書類のコピーは必要ありません。

（注）

写真付身分証明書：運転免許書、パスポート、写真付き住記カード、など → 1点

写真無身分証明書：健康保険証、年金手帳、年金証書、介護保険証、
児童扶養手当証書 など → いずれか2点